

# 我妻榮 記念館



文化勲章受章・  
米沢市名誉市民

我妻榮は、明治三十年四月一日、米沢市鉄砲屋町（現中央三丁目・我妻記念館所在地）で生まれました。

厳父の又次郎は、明治二十八年から大正十二年まで二十七年間、米沢中学校の英語教師として教鞭を執られ、生徒達は敬愛の心をこめて「自雷さま」とニックネームに敬称をつけて呼んでいました。

母堂のつるは、興譲小学校において音楽・裁縫などを教えられました。

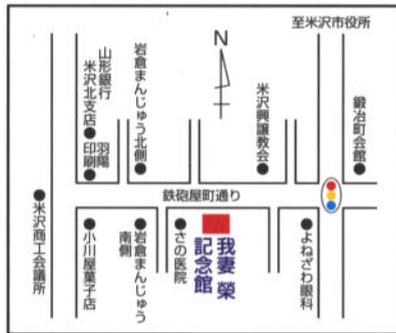
榮には、姉元枝・千代と妹うめ・千枝子という四人の姉妹がおりましたが、両親は、藩侯の御小姓をつとめた厳祖父の俳句「千代までも榮ゆる梅の元枝かな」から採って、「榮」をはじめ、それぞれに命名されたということです。



2 Fには遺品などもいくつかありますが、この中で、中央部のギブスは左足首の関節炎のため33歳から着用を余儀なくされたもの。靴とギブスの重さ、何と3.5キロ。



▶土蔵（資料室）には、生原稿や遺品のほかに、関係者の間で「巻物」と呼ばれた、紀元前二千年から昭和三十三年に至るまでの法律制度を一覧できるよう工夫されたものや、「判例カード」も展示されている。



**開館日のご案内**

■開館日  
日曜日、月曜日、木曜日  
金曜日

■開館時間  
午後1時から4時まで

その他の曜日にご希望の場合は、開館日にご連絡ください。出来るだけご要望に応じるようにしております。

**入館料 無料**

〒992-0045 米沢市中央 3-4-38 TEL・FAX 0238-24-2211

我妻榮記念館 検索

## 我妻榮 略年譜

1897年	4月1日	0歳	米沢市鉄砲屋町(現我妻榮記念館)で父又次郎、母つるの長男として生まれる(二姉、二妹)
1903年	4月	6歳	興讓小学校入学
1909年	4月	12歳	米沢中学校入学
1914年	3月	17歳	米沢中学校卒業 第一高等学校一部丙類入学(首席合格)
1917年	6月	20歳	第一高等学校卒業
1917年	7月	20歳	東京帝国大学法科大学入学
1919年	1月	22歳	高等文官試験行政科合格
1920年	7月	23歳	東京帝大法学部法律学科「独逸法兼修」卒業
1921年	3月	24歳	東京帝大助手
1922年	7月	25歳	東京帝大助教
1923年	6月	26歳	文部省留学生として民法研究のため欧米留学
1925年	12月8日	28歳	帰国
1926年	3月7日	29歳	鈴木縁と結婚
1927年	3月26日	30歳	東京帝国大学法学部教授
1930年		33歳	左足首の関節炎を患いギブス着用
1945年		48歳	東京帝大法学部学部長
1946年		49歳	貴族院議員、臨時法制調査会・司法法制審議会・家事審判制度調査委員会各委員
1948年		51歳	日本私法学会理事長
1956年	7月	59歳	法務省特別顧問
1957年	3月	60歳	東京帝大定年退官、同大学名誉教授
1961年	12月15日	64歳	法学博士
1964年		67歳	文化勲章受章、米沢市名誉市民
1966年		69歳	母校米沢興讓館高校に私財を寄贈し「財団法人自願奨学財団」を設立
1970年		73歳	母校興讓小学校に「まがき文庫」設立
1973年	9月	76歳	米沢興讓館高校創立記念式典・我妻先生胸像除幕式・同窓会総会に出席
1973年	10月21日	76歳	急性胆のう炎のため逝去 勲一等旭日大綬章受章

小学校時代の恩師・赤井運次郎先生に対する榮の敬慕の心は生涯かわらず、その美しく床しい師弟のお付き合いのエピソードは、いまでも語り草になつていきます。文化勲章を受章するや、すぐ帰郷して赤井先生に受章の報告をされました。その折、興讓小学校体育館で受章報告会も行われました。レセプションもセットされたのですが、それは榮が辞退して



▲昭和39年 小学校の恩師赤井運次郎翁へ文化勲章受章報告

天賦の資質と英知に努力と研鑽を積み重ねられ、我妻榮は、人間らしく、米沢人らしく、学者としての生涯を、明るく、いきいきと過ごしました。

文化勲章に輝き、米沢市名誉市民の我妻榮は、まさに「米沢のシンボル」です。

なお、米沢出身者としては伊藤忠太(昭和十八年)について二番目の受章者です。

(初代館長松野良寅著「我妻榮記念館」より抜粋)



▲前列左より三女うめ、母つる、四女千枝子、父又次郎、長女元枝 後列榮、次女千代の皆さん

大正三年第一高等学校に入学、次いで同六年東京帝国大学法科大学独法科へと進みますが、元首相の岸信介は榮と首席を競う好敵手でした。

大学卒業後は、鳩山秀夫教授に嘱望されて大学に残り、ドイツ・フランス・イギリス・スイス・アメリカに留学、帰国後の昭和二年に教授に昇進します。

大正十五年に論文「私法の方法論に関する一考察」を発表以来、「民法総則」「物権法」「担保物権法」「債権総論」「債権各論」「親族法」「民法講義」「民法案内」「民法研究」等多くの著作を刊行、伝統的な法律学に社会学的な方法を取り入れた(我妻民法体系)を作り上げます。

昭和十四年、関節カリエスが悪化して膝まで腫まれ、ついに松葉杖使用の不自由な体になってからも、民法学一筋に、不死身の研究心を燃やしつづけました。

昭和二十年、戦後最初の東大法学部長に就任、南原繁総長の片腕として、新しい大学づくりの協力し、憲法研究委員会ははじめ学部間にまたがるいくつかの研究会においても活躍しました。

一方、学外においても、貴族院議員として戦後立法に広く関与し、家族制度廃止を軸とする民法改正において中心的役割を果たし、日本学術会議副会長としてその体制刷新にも尽

くしました。

昭和三十二年に定年退官しますが、日米新安保条約批准の昭和三十五年六月七日、朝日新聞紙上に発表された「岸信介君に与える」と題した榮の手記は、かつての親友二国の首相に対して、過去の足跡を反省して政治から身を引き、しばらく「魚を釣って暮らそうじゃないか」と語りかける、榮の気概と見識が見事に昇華された呼びかけでした。

昭和三十九年十一月、民法学界に寄与した功績が認められ、文化勲章を受けました。

榮の郷土愛・母校愛・敬師の誠は、ひとときわ顕著なものでした。母校米沢興讓館高校に榮の寄付で「自願奨学財団」が設立され、また、榮は足しげく母校を訪ね、その都度後輩たちを激励しました。榮の講話は、いつも理路整然としていて歯切れがよく、ユーモアにあふれ、教職員・生徒ともども感動しながら聴き入ったものでした。